

障がいのある方にも優しい社会に



12月3日(木)から12月9日(水)までは「障害者週間」

障害者週間は、障がいのある方に対する社会的な障壁を取り除き、社会参加を推進していくために、理解と認識を深めるための週間です。障がいについての理解を深め、人格と個性を尊重し支え合い、誰もが生き生きと暮らすことのできる「共生社会」をつくることが求められています。

「障害者差別解消法」をご存じですか

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

《障害者差別解消法のポイント》

	不当な差別的取り扱い	障がいのある方への合理的配慮
国や地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者(※)	禁止	努力義務

※ 個人事業者、NPOなどの非営利事業者も含まれます。

▽ 「不当な差別的取り扱い」とは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為。正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し、理解を得られるように努めることが大切です。

(例) 受け付けで対応を拒否もしくは後回しにする／本人を無視して介助者や支援者、付き添いの方だけに話し掛ける／障がいのある方向けの物件はないと言って対応しない／保護者や介助者が一緒にいないと店に入れない

▽ 「合理的配慮」とは

障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮を求められた場合に、負担になりすぎない範囲で対応すること。


(例) 段差がある場合、スロープなどを使って車椅子利用者を補助する／障がいのある方の障がい特性に応じて、座席を決める／筆談、読み上げ、ゆっくりと丁寧に説明するなど、コミュニケーションの方法を工夫する



誰でも障がい者になる可能性があります

生まれつき障がいのある方がいる一方で、生活する中で障がいを抱える方もいます。例えば、交通事故で手足が不自由になった方や、脳こうそくで半身不随になった方、仕事のストレスや人付き合いに疲れて精神障がいになった方などです。私たちの誰もが、障がいを持つ可能性があります。障がいを理解し、障がいのある方もない方も誰もが安心して暮らすことのできる社会をつくるのが大切です。

■ 問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48) 1111(内1121)




**新型コロナウイルス感染拡大防止のために
みんなで習慣にしよう！**

【あ】【ぐ】【い】【ちょ】【う】で表す啓発標語

【あ】	朝 体温はかって 今日もスタート
【ぐ】	ぐっすり眠って 免疫力アップ！
【い】	いつでも換気 いい空気
【ちょ】	丁度いい その距離保って マスクして
【う】	うがいた？ 手洗いの後は忘れずに！







人口と世帯



世帯数 10,804 (-8)	10月中の異動	
人口 28,609人(-26)	出生 12	転入 59
男 14,196人(-11)	死亡 20	転出 77
女 14,413人(-15)		

()は前月との増減数 令和2年11月1日現在

■ 発行／阿久比町(〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町 大字卯坂字殿越50 ☎0569(48)1111)

編集／総務部政策協働課

■ 阿久比町ホームページ <http://www.town.agui.lg.jp/>
資源を大切に！この用紙は再生紙を使用しています。

目の不自由な方が広報あぐいを利用できるよう声の広報ボランティア「あいうえお」がCDに音訳録音しています。録音したCDを利用希望者へ無料で送付しています。利用希望者は、下記までご連絡ください。

■ 問い合わせ先 町社会福祉協議会・ボランティアセンター ☎(48)1111(内1523)

